

政治資金規正法等の一部を改正する法律（概要）

一 主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であるものからの寄附の受領に係る現行の規制の撤廃

1　主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者（新設合併又は株式移転により設立された者であって、合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間と通じて5年以上継続して上場されているものを含む。）からの寄附の受領については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃するものとすること。

（政治資金規正法第22条の5第1項関係）

2　1の者は、政治活動に関する寄附をするときは、1の者である旨を、文書で、寄附を受ける者に通知しなければならないものとすること。
（政治資金規正法第22条の5第2項関係）

3　2の通知を受けた者の会計責任者は、当該通知に係る文書を、収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないものとすること。

（政治資金規正法第16条第2項関係）

4　政治団体の会計責任者は、寄附を受けた場合であって、当該寄附をした者が1の者であるときは、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければならないものとすること。

（政治資金規正法第9条第1項第1号
及び第12条第1第1号関係）

二 上場会社に係る「その主たる構成員が外国人又は外国法人である」か否かの判定の基準日

上場会社にあっては、政治資金規正法第22条の5における主たる構成員が外国人又は外国法人であるか否かの判定は、定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日（二及び五において「定時株主総会基準日」という。）を設けた株式会社であって、直近の定時株主総会基準日が1年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日における発行済株式の保有比率により行うものとすること。

（政治資金規正法第22条の5第1項関係）

三 収支報告公表の期日の明文化

（収支報告書の要旨の公表の期限の法定等）

1 総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書を受理したときは、第12条第1項の規定によりその提出期限が延長される場合（提出すべき期間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期間がかかる場合）その他特別の事情がある場合を除き、収支報告書が提出された年の9月30日までにその要旨を公表するものとすること。 （政治資金規正法第20条第1項関係）

2 総務大臣に提出された収支報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（三及び五において「収支報告書等」という。）で収支報告書の要旨が公表される前のものについて行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定による開示の請求があった場合においては、当該収支報告書の要旨が公表される日前は開示決定を行わないものとすること。また、この場合においては、要旨が公表された日から同日後30日を経過する日までの間に開示決定を行うものとすること。

（政治資金規正法第20条の3第1項及び第2項関係）

- 3 都道府県は、2の前段の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとすること。(政治資金規正法第20条の3第3項関係)
- 4 政党助成法の使途等報告書又はこれに併せて提出すべき書面若しくは文書(五において「使途等報告書等」という。)についても、1から3までと同様の措置を講ずるものとすること。

(政党助成法第31条及び第32条の2関係)

四 収支報告手続の簡素化

(金融機関への振込みによる支出に係る収支報告書等の添付書面の簡素化)

- 1 政治資金規正法の収支報告書に併せて提出すべき書面のうち、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び金融機関が作成した振込みの明細書の写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができるものとすること。(政治資金規正法第12条第2項関係)
- 2 公職選挙法の選挙運動収支報告書に添付すべき書面及び政党助成法の使途等報告書に併せて提出すべき書面についても、1と同様の措置を講ずるものとすること。

(公職選挙法第189条第1項並びに政党助成法第17条第2項第1号及び第18条第2項第1号関係)

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して5日を経過した日(以下「施行日」という。)から施行するものとすること。ただし、三及び四については、平成19年1月1日(以下「一部施行日」という。)から施行するものとすること。(附則第1条関係)
- 2 この法律の施行日の直近の定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の過半数を保有している株式会社につ

いては、施行日以後最初の定時株主総会基準日から二による改正後の政治資金規正法第22条の5の規定を適用するものとし、それまでの間は従前どおりとするものとすること。 (附則第3条関係)

3 三による改正後の政治資金規正法及び政党助成法の規定は、平成18年分の収支報告書等及び使途等報告書等から適用するものとすること。 (附則第5条、第6条、第11条及び第12条関係)

4 四による改正後の政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法の規定は、平成18年分の収支報告書、一部施行日以後に公示又は告示される選挙に係る選挙運動収支報告書並びに平成18年分の使途等報告書の提出から適用するものとすること。

(附則第4条、第8条及び第10条関係)

5 この法律による改正後の政治資金規正法第22条の5の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

(附則第15条関係)